

令和5年度 特定子ども・子育て支援施設等の 指導監査研修会



中部広域市町村圏事務組合

認可外保育指導監査係

令和5年7月1日

会次第

中部広域市町村圏事務組合とは

認可外保育指導監査系の体制

共同処理にて指導監査を行う理由

指導監査対象施設・事業所

令和5年度特定子ども・子育て支援施設等の指導監査に係る研修

中部広域市町村圏事務組合とは

中部広域市町村圏事務組合は、沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村、中城村で構成する一部組合（特別地方公共団体）



当該事務組合は、構成する市町村が行う事務の一部（今回は、特定子ども・子育て支援施設等の指導監査）を共同して処理します。



共同して処理するメリットとしては、専門性の確保や体制の強化などがあげられます。
※他に広域で取り組むことで、メリットが大きい事業(クルーズ船の受入等)なども共同処理しています。

認可外保育指導監査系の体制

座喜味 保（事務局長）

新崎 盛幸（事務局次長）

仲宗根 亨（広域連携課 課長）

棚原 直哉（認可外保育指導監査係 係長）

大城 盛太（主査） 金城 鈴七（職員）

1名調整中（職員）

桑江 朝千夫（理事長）

※沖縄市長

※ 指導監査は、2人以上の職員をもって編成し、うち1人は係長級(主査)以上の職員を充てます。

共同処理にて指導監査を行う理由

特定子ども・子育て支援施設等への指導監査を実施する根拠

子ども・子育て支援法の第58条の2に基づき、市町村は、施設等利用費の支給に係る施設又は事業の確認をすることとなっており、その確認に基づき、施設等利用費の支給を行うこととなっている。

同法第30条の3に基づいて、準用される第14条では、市町村は、必要があると認めるときは、施設・事業者へ対し、報告若しくは文書その他物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員から関係者へ質問をさせることができ、施設若しくは事業所に立入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができるとなっている。

さらには、同法第58条の8では、市町村長は、必要があると認めるときは、特定子ども・子育て支援提供者や施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、関係者の出頭を求め、又は、当該市町村の職員に関係者に対して質問をさせ、若しくは施設や運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができるとなっている。

※上記に基づき、本指導監査は、**市町村から特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けたすべての施設が対象**となります。

参考資料として

厚労省『特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について（PDF）』より抜粋

子ども・子育て支援施設等 (法第7条第10項)	都道府県		市町村	
	上段：認可・認定、届出の受理 下段：指導監督や立入調査等の基準		上段：設置に関する基準（法第58条の4第1項） 下段：運営に関する基準（法第58条の4第2項）	
幼稚園・特別支援学校	認可：学校教育法第4条第1項 基準：学校教育法第3条		設置基準：学校教育法第3条 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条	
認可外保育施設	届出：児童福祉法第59条の2第1項 基準：認可外保育施設指導監督基準		設置基準：子ども・子育て支援法施行規則第1条 (認可外保育施設指導監督基準に定める内容) 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条	
認定こども園で実施する 預かり保育事業	認可：認定こども園法第17条第1項 認定：同法第3条第1項若しくは第3項 基準：児童福祉法施行規則第36条の3第5第1項		設置基準：子ども・子育て支援法施行規則第1条の2 (児童福祉法施行規則第36条の3第5第1項に定める内容) 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条	
幼稚園又は特別支援学校で 実施する預かり保育事業	認可：学校教育法第4条第1項 基準：児童福祉法施行規則第36条の3第5第1項		設置基準：児童福祉法施行規則第36条の3第5第1項 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条	
一時預かり事業	届出：児童福祉法第34条の12第1項 基準：児童福祉法施行規則第36条の3第5第1項		設置基準：子ども・子育て支援法施行規則第1条の3 (病児保育事業実施要綱に定める内容) 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条	
病児保育事業	届出：児童福祉法第34条の18第1項 基準：病児保育事業実施要綱		設置基準：子ども・子育て支援法施行規則第1条の4 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条	
子育て援助活動支援事業	届出：社会福祉法第69条第1項 基準：子育て援助活動支援事業実施要綱		設置基準：子ども・子育て支援法施行規則第1条の4 運営基準：運営に関する基準第53条～第61条	

共同処理にて指導監査を行う理由

令和2年度から令和4年度にかけて、関係市町村と約16回の協議を重ね、今年度から、指導監査の権限を当組合に委譲し、共同処理にて実施することが決定されました。

市町村で行う際の課題

- 行政職員は定期的な人事異動が伴うため、専門性の確保と継続が難しい。
- 各市町村にて実施する場合、指導内容等にばらつきが生じる。



共同処理で行うメリット

- 中部圏域での幼児教育・保育の質の向上と専門性の確保。
- 指導内容の統一性を図ることができる。

指導監査対象施設・事業所

- ① 認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）
- ② 新制度未移行幼稚園
- ③ 特別支援学校の幼稚部
- ④ 預かり保育事業（幼稚園型） ※幼稚園、特支の幼稚部、認定こども園が実施するもの
- ⑤ 一時預かり事業（一般型） ※企業主導型保育事業が実施するものも含む
- ⑥ 病児保育事業 ※企業主導型保育事業が実施するものも含む
- ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

指導監査に係る研修

1. 指導監査について
2. 子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）に基づく特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について
3. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準（以下、「運営基準」という。）に係る指導項目について
4. 令和5年度 11月～令和6年1月までの実地指導実施計画
5. 事前質問並びに質問票に対する回答

1. 指導監査について

	実施内容	法令の根拠
指導	特定子ども・子育て支援施設等に対し、 運営基準第53条～第61条の規定の内容について集団指導・実地指導により周知徹底 し、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図る。	法第30条の3において準用する法第14条第1項
監査	運営基準への違反等の情報があった場合や、実地指導の結果により、特に必要と認める場合に監査を実施する。	法第58条の8第1項

※集団指導は必要に応じて、年に1回を予定している。

※実地指導は、3年に1回のペースで実施予定。ただし必要に応じて頻度を増やすこともある。

※監査時に不正や重大な違反行為等が認められた場合には、**市町村によって『勸告』が行われることもある。**

1. 指導監査について(実地指導の流れ)

※緑箇所が施設・事業所が行う作業

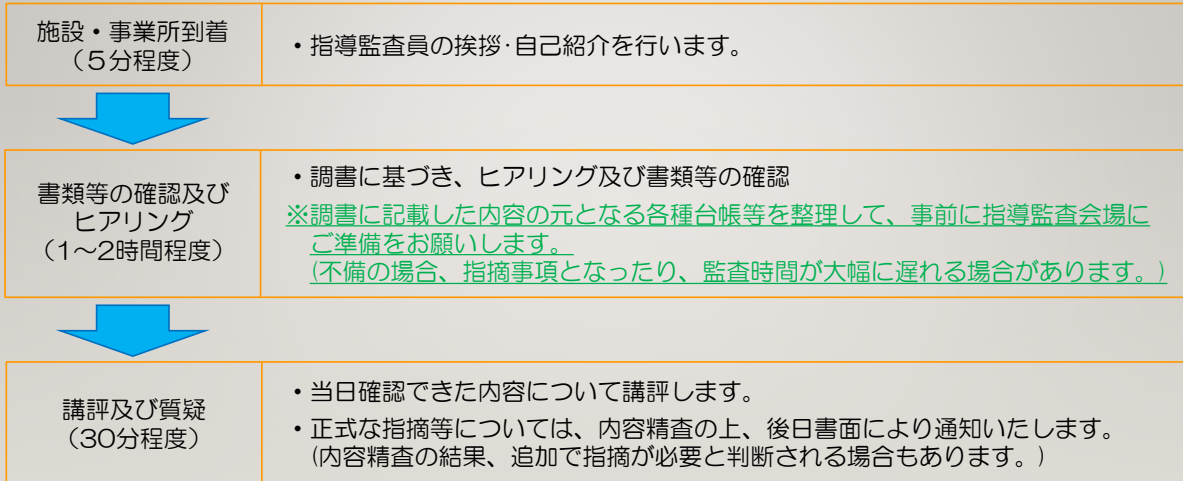
実施通知	・日程調整後、当組合から施設等へ実施通知を送付	実地指導の1～2か月前
自主点検	・施設等は当組合のHPから指導監査調書の内容を確認し、実地指導で確認が必要となる資料等の準備を行う	概ね10日前
実地指導	・調書に基づき、聞き取り及び書類等の確認を行う	実地指導当日
結果通知	・当組合から施設等へ指導の結果通知を送付	概ね翌月末
改善報告	・文書指導がある場合は、提出期限までに改善報告書を当組合へ提出	結果通知から45日以内
情報共有	・改善報告書の内容を精査した上で、当組合から該当市町村、沖縄県へ結果と改善報告内容を共有する	改善報告確認後

1. 指導監査について(実地監査の流れ)

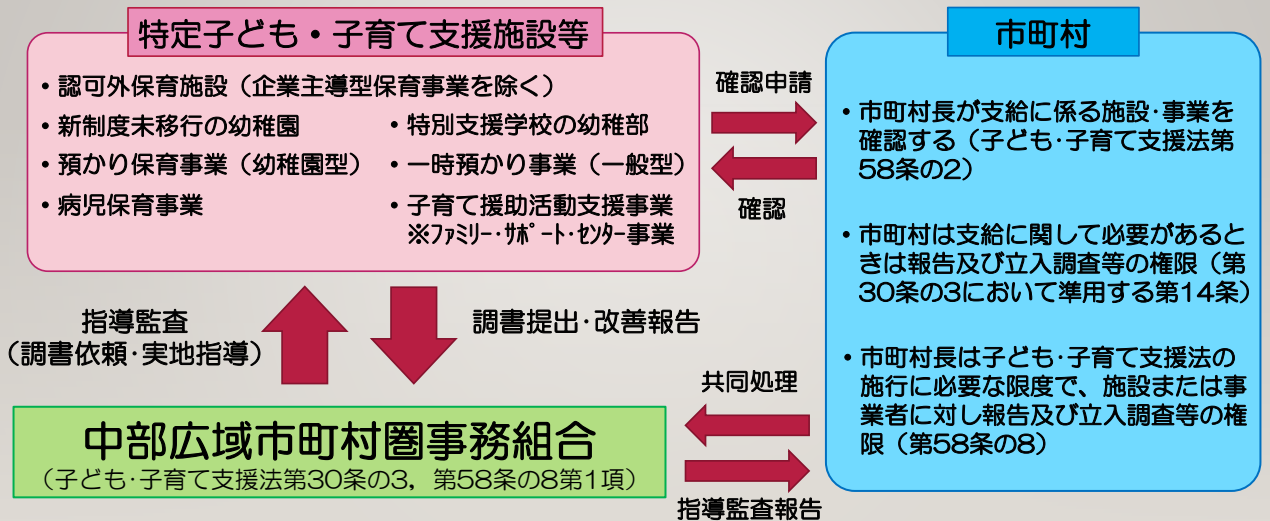
※緑箇所が施設・事業所が行う作業

実施通知	・当組合から施設等へ実地通知を送付（事前通告なしの場合有）	監査前
監査	・聞き取り及び書類等の確認を行う	監査当日
結果通知	・当組合から施設等へ監査の結果通知を送付	監査終了後
改善報告	・改善を要する事項については、提出期限までに改善報告書を市へ提出	結果通知から45日以内
情報共有	・改善報告書の内容を精査した上で、当組合から該当市町村、沖縄県へ結果と改善報告内容を共有する	改善報告確認後

1. 指導監査について〔当日の流れ(案)〕



2. 子ども・子育て支援法に基づく特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について



3. 運営基準に係る指導項目について

【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準】

項 目	基 準	着 眼 点
①教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	第54条	特定子ども・子育て支援の提供の記録(提供日、時間帯、具体的内容等)
②利用料及び特定費用の額の受領	第55条	締結した契約により定められた利用料を受け取っているか、特定費用を受け取る場合の書面の明示、説明、同意を得ているか
③領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	第56条	支払いを受けた場合の領収証を交付しているか、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか
④法定代理受領時の施設等利用費に係る額等の通知	第57条	市町村または認定保護者に提供証明書を通知しているか、また、市町村から支給を受けている施設等利用費の額を認定保護者に通知しているか
⑤施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知	第58条	保護者が不正行為等で施設等利用費の支給を受けたとき等、市町村に通知しているか
⑥施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	第59条	子どもの国籍等により差別的扱いをしていないか
⑦秘密保持等	第60条	職員(退職した職員含む)が秘密を漏らさないための措置、子どもに関する個人情報の提供に係る同意
⑧記録の整備	第61条	必要な記録が整備、保管されているか。

3. 運営基準に係る指導項目について 《詳細①》

① 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録

保育計画(日課表、週案)、保育の記録、業務日誌、園だより等

③ 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付

領収証の控え、提供証明書の控え等

② 利用料及び特定費用の額の受領

利用申込書、利用契約書、重要事項説明書、入園のしおり等

④ 法定代理受領時の施設等利用費に係る額等の通知

法定代理受領用の提供証明書及び領収証の写し、認定保護者への通知の写し等

3. 運営基準に係る指導項目について 《詳細②》

⑤ 施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知

不正等が発覚した際に、市町村に通知を行った際の通知の写し等

⑦ 秘密保持等

個人情報に関する同意書、就業規則、誓約書等

⑥ 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則

利用契約書、重要事項説明書、運営規程、苦情処理簿、口頭受理簿等

⑧ 記録の整備

職員に関する記録、設備に関する記録、避難訓練や安全計画に関する書類等

※上記記録と①⑤の記録が5年間保管されているかを主にチェック

3. 運営基準に係る指導項目について 《記録の整備についての補足》

《職員に関する資料》

職員名簿、労働者名簿(労働基準法第107条)
資格証の写し
勤務表(シフト表)
賃金台帳(労働基準法第108条)
労働安全衛生法による免許証(労働者50名以上時)

職員健診表(採用時健診 ※前後3か月以内)
調理員検便表(概ね月に1回)
雇用契約書(労働契約書) ※労働条件通知書等
社会保険納入通知書

使用者は労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、再額補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を5年間保存しなければならない←労働基準法第109条

《設備に関する資料》

施設安全点検簿
害虫駆除記録票
調理施設等衛生管理記録
避難訓練簿

事故記録(事故報告書写し)
ヒヤリハット
安全管理マニュアル
危機管理マニュアル

安全計画の策定が今年度から義務化されている

《会計に関する資料》

経理規程
計算書類(収支計算書・損益計算書・貸借対照表)

出納管理簿

3. 運営基準に係る指導項目について ‹‹口頭指摘・文書指摘››

特定子ども・子育て支援の提供日、時間帯、内容その他必要な事項の記録について (第54条関連)

口頭指摘

- 保育日誌など児童の処遇を明らかにする記録について作成しているが、内容等が不十分である、または、一部作成していないものがある。

文書指摘

- 保育日誌など児童の処遇を明らかにする記録を全く作成していないものがある。

3. 運営基準に係る指導項目について ‹‹口頭指摘・文書指摘››

施設等利用給付認定保護者から受領する利用料について (第55条第1項関連)

口頭指摘

- 契約等を締結しているが、内容に不備がある。
- 利用料の管理方法が不適切である。
- 滞納者への督促ができていない。

文書指摘

- 契約等の締結ができていない。
- 利用料の管理、把握をしていない。

3. 運営基準に係る指導項目について ≪口頭指摘・文書指摘≫

施設等利用給付認定保護者から受領する特定費用について (第55条第2項関連)

口頭指摘

- 特定費用の管理方法が不適切である。
- 滞納者への督促ができていない。
- 保護者の同意を得ているが書面により行われていない。
- 特定費用の用途として不適切な費用がある。
- 特定費用について、実費以上の費用を徴収している。

文書指摘

- 特定費用の管理、把握をしていない。
- 保護者への事前説明を行っていない。
- 保護者の同意を得ていない。

3. 運営基準に係る指導項目について ≪口頭指摘・文書指摘≫

利用料・特定費用の支払いに対する保護者への領収証交付状況について (第56条第1項関連)

口頭指摘

- 特定費用とするべき費用が利用料に計上されている。
- 利用料等の徴収の際に領収書等を発行しているが、内容に不備がある。

文書指摘

- 利用料等の徴収の際に領収書等を発行していない。
- 利用料等の徴収の際に領収書等を発行しているが、内容に不備があり、支給に影響がある。
- 利用料と特定費用が区分されていない。

3. 運営基準に係る指導項目について «口頭指摘・文書指摘»

特定子ども・子育て支援を提供した日、時間帯、内容、費用の額、その他必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書の保護者への交付状況について（第56条第2項関連）

口頭指摘

- 支援提供証明書を交付しているが、記載内容が不適切。
- 利用料とするべき費用が特定経費に計上されている。

文書指摘

- 支援提供証明書を発行していない。

3. 運営基準に係る指導項目について «口頭指摘・文書指摘»

(法定代理受領の場合)
施設等利用費の控除について（第57条関連）

文書指摘

- 利用費が市町村から支給を受けている施設等利用費より大きいが、不足分の額を徴収していない。
- 保護者から受けている利用費が、市町村から支給されている施設等利用費を控除された額ではない。
- 市町村からの施設等利用費支給以外に保護者から利用費を徴収しているが、領収書が発行されていない。

3. 運営基準に係る指導項目について 《口頭指摘・文書指摘》

(法定代理受領の場合)

特定子ども・子育て支援提供証明書の市町村及び保護者への交付状況、施設等利用費の保護者への通知状況について (第57条関連)

口頭指摘

- 特定子ども・子育て支援提供証明書を市町村及び認定保護者に交付していない。
- 認定保護者に市町村から支給された施設等利用費の額を通知していない。

3. 運営基準に係る指導項目について 《口頭指摘・文書指摘》

認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、または受けようとした際における、施設から市町村への通知状況について (第58条)

文書指摘

- 認定保護者の偽りその他不正行為を知りながら、市町村に通知していない。

3. 運営基準に係る指導項目について 《口頭指摘・文書指摘》

認定子どもの国籍、信条、社会的身分または特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かにおける、差別的取り扱いの有無について（第59条）

口頭指摘

- 当該児童の人権に十分配慮していない。
- 性差に十分配慮していない。
- 障がい児に対する合理的配慮を十分行っていない。
- 職員に対しての適切な指導が行えていない。

文書指摘

- 当該児童に対して差別的な対応をしている事例がある。
- 障がいを理由とした不当な差別的取り扱いをすることにより、当該児童の権利利益を侵害している。
- 特定子ども・子育て支援の提供に要する費用負担に関する差別的な事例がある。

※認定子どもとその他児童との差別事例も含む。

3. 運営基準に係る指導項目について 《口頭指摘・文書指摘》

職員及び管理者における業務上知り得た子どもまたはその家族の秘密の保持について（第60条第1項及び第2項関連）

口頭指摘

- 子どもまたはその家族における秘密の管理・保管が不適切である。

文書指摘

- 職員による児童または家族の重要な秘密の漏洩がある。

3. 運営基準に係る指導項目について «口頭指摘・文書指摘»

職員であった者が業務上知り得た子どもまたはその家族の秘密を保持するための必要な措置について (第60条第1項及び第2項関連)

口頭指摘

- 個人情報の取扱いに不適切な点(情報が第三者の目に触れる状況にある等)がある。
- 職員に対しての適切な指導が行えていない。

文書指摘

- 職員(退職者を含む)に対して業務上知り得た児童または家族の秘密を守る措置を全く講じていない。

3. 運営基準に係る指導項目について «口頭指摘・文書指摘»

小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際における、保護者への事前の同意について (第60条第3項関連)

文書指摘

- 情報提供を行う際に保護者の同意を得ていない。

3. 運営基準に係る指導項目について 《口頭指摘・文書指摘》

職員、設備及び会計に関する諸記録の整備について (第61条第1項関連)

口頭指摘

- 運営に必要な記録が一部整備されていない。
- 運営に必要な記録の内容が不十分である。

※内容によっては、文書指摘になる場合もあり得る。

文書指摘

- 運営に必要な記録が全く整備されていないまたは重要な記録が整備されていない。

3. 運営基準に係る指導項目について 《口頭指摘・文書指摘》

子どもに対する子ども・子育て支援の提供に関する記録の整備及び文書の保存について (第61条第2項関連)

対象となる記録

- 「教育・保育の提供の記録」に関し、特定教育・保育等の提供にあたっての記録。
- 「認定保護者に関する市町村への通知」に関し、市町村への通知に係る記録。

文書指摘

- 左記の記録及び文書が5年間保存されていない。

4. 令和5年12月～令和6年1月までの実施指導実施計画

	認可外 保育施設	未移行 幼稚園	特別支援 学校	預かり (幼稚園)	預かり (認可園)	一時預か り事業	病児保育 事業	ファミ サポ	計
沖 縄 市	4	0	0	0	0	0	0	0	4
宜野湾市	4	0	0	0	0	0	0	0	4
うるま市	3	0	0	0	0	0	0	0	3
北 谷 町	2	0	0	0	0	0	0	0	2
北中城村	1	0	0	0	0	0	0	0	1
中 城 村	1	0	0	0	0	0	0	0	1
西 原 町	1	0	0	0	0	0	0	0	1
嘉手納町	1	0	0	0	0	0	0	0	1
計	17	0	0	0	0	0	0	0	17

※集団指導・巡回指導等の状況に応じて、上記件数は変動する場合があります。

最後に. . .

指導監査は、施設・事業所を厳しく取り締まることが目的ではありません。

- 運営基準に沿った適正な運営が行われているか
- 園児が安心して保育を受けられる環境が確保されているか
- 保護者が安心して子どもを預けられるような環境が確保されているか
- 保育士や職員の働く環境が整っているか

など、保育に関わる全ての方が納得のできる保育環境の整備や保育サービスの向上等を目的としておりますので、ご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました！

関係法令等

《子ども・子育て支援法》

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等

第二節 特定子ども・子育て支援施設等

(特定子ども・子育て支援施設等の確認)

第五十八条の二 第三十条の十一第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者の申請により、市町村長が行う。

確認作業に係る根拠として

第三十条の十一第一項

第二章 子ども・子育て支援給付

第四節 子育てのための施設等利用給付

第三款 施設等利用費の支給

第三十条の十一 市町村は、施設等利用給付認定子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内において、**市町村長が施設等利用費の支給に係る施設又は事業として確認する**子ども・子育て支援施設等（以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。）から当該確認に係る教育・保育その他の子ども・子育て支援（次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが受けるものに限る。以下「特定子ども・子育て支援」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者に対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用を除く。）について、施設等利用費を支給する。

関係法令等

《子ども・子育て支援法》

第二章 子ども・子育て支援給付

第四節 子育てのための施設等利用給付

第一款 通則

(準用)

第三十条の三 第十二条から第十八条までの規定は、子育てのための施設等利用給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

指導に係る根拠として

準用

第二章 子ども・子育て支援給付

第三節 子どものための教育・保育給付

第一款 通則

第十四条 **市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。**

関係法令等

《子ども・子育て支援法》

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等 第二節 特定子ども・子育て支援施設等 (報告等)

第五十八条の八 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援提供者であった者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員であった者（以下この項において「特定子ども・子育て支援提供者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員若しくは特定子ども・子育て支援提供者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所、特定子ども・子育て支援提供者の事務所その他特定子ども・子育て支援施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

監査に係る
根拠として

関係条例等

《特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準》

第二章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (趣旨)

第五十三条 法第五十八条の四第二項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等（法第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

(教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録)

第五十四条 特定子ども・子育て支援提供者（法第三十条の十一第三項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）は、特定子ども・子育て支援（同条第一項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用料及び特定費用の額の受領)

第五十五条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者（法第三十条の五第三項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。）から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（子ども・子育て支援法施行規則第二十八条の十六に規定する費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。
2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

指導内容に係る
根拠として

関係法令等

指導内容に係る根拠として

《特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準》

第二章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付)

第五十六条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第二項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

関係条例等

指導内容に係る根拠として

《特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準》

第二章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (法定代理受領の場合の読替え)

第五十七条 特定子ども・子育て支援提供者が法第三十条の十一第三項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前二条の規定の適用については、第五十五条第一項中「額」とあるのは「額から法第三十条の十一第三項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第一項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第三十条の十一第三項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第二項中「前項の場合において、」とあるのは「法第三十条の十一第三項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付しなければならない。」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知しなければならない。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定子ども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第七条第十項第五号に掲げる事業において提供されるものである場合には、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。」とする。

法定代理受領の場合の読み替え

第五十五条

特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。（以下「利用料」という。）の額から法第三十条の十一第三項の規定により市町村からの支払いを受けた施設等利用費の額を控除して得た額を受けるものとする。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

第五十六条

特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額から法第三十条の十一第三項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第二項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。

2 法第三十条の十一第三項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける特定子ども・子育て支援提供者は、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知しなければならない。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第七条第十項第五号に掲げる事業において提供されるものである場合には、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。

関係法令等

《特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準》

指導内容に係る根拠として

第二章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

（施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知）

第五十八条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども（法第三十条の八第一項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。

（施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第五十九条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

関係法令等

指導内容に係る根拠として

《特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準》

第二章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (秘密保持等)

- 第六十条** 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(記録の整備)

- 第六十一条** 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。
- 2 特定子ども・子育て支援提供者は、第五十四条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第五十八条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。